

知的財産高等裁判所の創設

権利保護基盤の強化
に関する専門調査会

背景

知財紛争の国際化
模倣品問題の深刻化
紛争のスピード解決が必要
知的財産訴訟は技術専門的
産業界が要望

意義

知財重視の国家姿勢の明確化
知財重視の運用が可能となる
体制の確立
世界の知財訴訟をリード

6つの提言

1. 知的財産高等裁判所を創設
2. 司法行政面での独立した権限を法律上確保
3. 知財訴訟にふさわしい訴訟運営・手続の確立
4. 裁判所調査官や専門委員を積極的に活用
5. 地方における司法アクセスの拡大
6. 2004年通常国会に法案を提出

特許審査を迅速化するための総合施策

背景

技術開発競争の激化

権利の早期確定
の重要性

特許審査の課題

審査未着手件数
80万件

総合施策

特許審査の順番待ち期間は最終的にゼロを目指

知的財産基本法の推進計画】

- ・中・長期目標、実施計画の策定とその検証

特許審査迅速化法案(仮称)(2004年通常国会提出)

- ・先行技術調査の徹底を促す措置
- ・実用新案制度の魅力の向上
- ・アウトソーシング(外部委託)の拡充
- ・人材育成 情報サービス機能の強化

行政施策】

- ・特許審査官 任期付審査官の確保
- ・企業への協力要請
- ・弁理士の貢献

資料4（参考1）

知的財産高等裁判所の創設について（とりまとめ）

2003年12月11日
知的財産戦略本部
権利保護基盤の強化
に関する専門調査会

知的財産重視の国家政策を内外に対し明確にするとともに、紛争のスピード処理、判決の予見可能性（判断の早期統一）及び技術専門性への対応を高めるため、法律に規定された裁判所として、司法行政面での独立した権限が法律上確保された知的財産高等裁判所を創設し、知的財産訴訟の審理の更なる充実・迅速化を図るべきである。このため、知的財産高等裁判所を創設する法案を2004年の通常国会に提出すべきである。

I 創設の必要性とその意義

1. 知的財産重視の国家的意思表示の必要性

知的財産紛争が国際化し、模倣品問題が深刻化する状況において、知的財産重視の国家の姿勢を明確に内外に示すことが重要。

経済のグローバル化に伴い、知的財産紛争も国際化しつつある中、我が国において、知的財産に精通している裁判官が、知的財産紛争について適切な判断を下す体制を整備し、その存在を国内外に示すことが肝要である。

知的財産高等裁判所の創設は、我が国が侵害に対して確固たる姿勢を貫くというメッセージを海外に対し発信することになり、今後国内への流入が懸念される模倣品等に対しても大きな抑止力になる。

国際的にも、設立の背景、管轄する事件の範囲や組織などは様々ではあるが、米、英、独などには知的財産の事件を専門的に扱う裁判所が存在し、欧州全体でも共同体特許裁判所の設立に向けた議論が進められている。また、アジアでは、韓国、タイ、シンガポールに特許に関する裁判所が設けられている。この

のような状況にあって、我が国の知的財産高等裁判所には、アジアを中心として世界の知的財産に関する裁判をリードしていく役割も期待される。

2. 紛争のスピード解決の重要性

知的財産の価値が高まっていく中で紛争のスピード処理、判決の予見可能性(判断の早期統一)が極めて重要。

近年の特許権侵害に対する損害賠償額の上昇に見られるように、企業経営や事業活動における知的財産の価値は増大している。また、技術の進歩は日進月歩であり、特に先端技術の陳腐化のスピードも速くなっている。

このような状況においては、知的財産紛争をスピーディーにかつ統一的に処理することが極めて重要である。裁判所における迅速かつ統一的な判断は、知的財産を創造する環境をサポートする上で重要であるとともに、事業活動の予見性を高め、知的財産に基盤を置いた事業活動の発展に資することとなる。さらに、今後国内への流入が懸念される模倣品に対しても、迅速に統一的な判断を下せる体制の整備は急務であり、また抑止効果も期待される。

3. 技術専門性への対応

高度かつ先端的な技術について判断を要する技術専門的な事件に対応できる体制が必要。

技術進歩のスピードは急速であり、また今後は、先端技術の先鋭化がさらに進み、専門性が深化していくことが想定される。特に、知的財産は、技術の中でも非常に高度で専門的な知識、あるいは専門的な新しい概念の知識を対象としており、必然的に知的財産裁判は、高度かつ先端的な技術についての判断を必要とする。

したがって、知的財産高等裁判所を創設し、技術と知的財産に強い人材を配置して、国民の信頼に応える体制整備を図る必要がある。このため、裁判所調査官の権限を拡大・明確化するとともに、民事訴訟法改正により導入される専門委員の積極的活用を図ることが必要である。また、知的財産高等裁判所の裁判官には、通常訴訟と知財訴訟の経験を豊富に積んだ、技術と知的財産に適性をもった裁判官を充てる。さらに、技術的素養を持つ法曹有資格者及び知的財

産や技術に強い弁護士の積極的任官を進める必要がある。

なお、技術判事の問題については、知的財産高等裁判所の創設とは切り離し、別途検討することとする。

4. 知的財産重視の独立した司法行政の確立

知的財産高等裁判所において司法行政面での独立した権限を法律上確保すること及び人事、予算、訴訟運営などについて知的財産重視の運用が可能となるような体制を構築することが必要。

知的財産に関する裁判所の体制を強化する上では、司法行政面においても知的財産重視の運用が可能となるようなシステムを構築する必要がある。

- (1) 人事面では、知的財産に強い裁判官が育成されるよう、長期的視点にたったキャリアパスと人事ローテーションが可能となるシステムを構築する必要がある。また、知的財産高等裁判所の裁判官は理科系の人材が法科大学院（ロースクール）に入る目標になると同時に、知的財産・技術に強い弁護士の積極的任官を図るよう人事政策を確立することが必要である。
- (2) 予算面では、裁判官の海外留学・海外派遣、国際会議への出席等の国際交流の活性化、研修の充実による人材育成の強化、判決の英語発信や裁判官自身による情報発信等の強化といった知的財産重視の執行ができるようになることが必要である。
- (3) また、知的財産高等裁判所においては、知的財産紛争の特性と迅速化の要請を踏まえて、判断の統一のための5人合議制の積極的活用や知的財産訴訟にふさわしい訴訟運営や手続を確立することが必要である。
- (4) さらに地方在住者の便宜にも十分配慮した運用を行う必要がある。

II 知的財産高等裁判所の創設について（提言）

本専門調査会は、上記Ⅰを踏まえ、知的財産高等裁判所の創設について、以下のように提言する。

1. 知的財産重視の国家的意思表示を内外に示すとともに、知的財産紛争の迅速かつ専門的な解決を図るために、知的財産高等裁判所を創設する。
2. 知的財産高等裁判所は、法律に明確に規定された裁判所とし、司法行政面での独立した権限が法律上確保された組織とする。また、人事、予算、訴訟運営などについては知的財産重視の運用を行う。
3. 知的財産高等裁判所においては、紛争のスピード解決及び判決の予見可能性（判断の早期統一）を確保するため、5人合議制の活用や知的財産訴訟にふさわしい訴訟運営・手続の確立などの体制を整備する。
4. 知的財産高等裁判所においては、審理における技術専門性を確保するため、裁判所調査官や専門委員を積極的に活用するとともに、技術的素養を持つ法曹有資格者及び知的財産や技術に強い弁護士の任官を進める。
5. 地方における司法アクセスの拡大を図るため、テレビ会議システムや電話会議システムを活用するとともに、出張により尋問や検証等の証拠調べを積極的に行う。
6. 政府においては、知的財産高等裁判所を創設するための法案を速やかに作成し、2004年の通常国会に提出すべきである。

資料4（参考2）

特許審査を迅速化するための総合施策について（とりまとめ）

2003年12月11日
知的財産戦略本部
権利保護基盤の強化
に関する専門調査会

世界最高レベルの迅速・的確な特許審査の実現に向けて、審査の順番待ち期間を最終的にはゼロとすることを目指し、その短縮に関する中・長期目標の設定、それらの目標を実現するための年度計画の策定及びその達成状況を検証するための枠組みを構築するとともに、それを実現するための各種施策を総合的に実施する必要がある。法律の手当てを必要とするものについては特許審査迅速化法案（仮称）として2004年通常国会に提出すべきである。

I 総合施策の必要性

1. 技術革新の加速化と権利の早期確定の重要性

（1）経済のグローバル化や熾烈な国際競争の中で、国際的な技術開発競争は激化し、企業の経営判断にもスピードが求められている。また、知識経済の進展により企業活動における知的財産の価値も高まっている。このような技術革新のスピードの加速化及び知的財産の価値の増大に伴い、従来にも増して権利の早期確定の要請が増大している。

権利の早期確定は、重複研究の排除、国内技術開発競争の活性化等を通じ、研究開発投資の収益貢献度を拡大し、我が国企業の国際競争力の向上に資する。また、発明の早期権利化により、積極的に研究開発に取り組むトップランナーが、独創的な高付加価値商品によって優位性を確保することが可能になるほか、革新的な技術を有する中小・ベンチャー企業の競争力強化にも資する。

また、産学官連携の進展に伴い、今後、大学等からの特許出願は増加することが予想される。産学官連携を推進していく上でも、権利の早期確定は、重要である。

(2) 他方、特許審査の現状を見れば、近年の特許出願件数の増加等に伴い、審査未着手件数（いわゆる滞貨）は年々増加し、現在、50万件、特許審査の順番待ち期間は24ヶ月に達している。加えて審査請求期間の変更に伴い、今後、滞貨はさらに約80万件まで拡大することが見込まれている。

このような特許審査の現状と権利の早期確定の重要性を踏まえれば、急増する滞貨への対応を図り、特許審査に着手するまでの順番待ち期間を短縮することにより、可能な限り早期に審査に着手できるようにすることが不可欠である。

2. 特許審査の順番待ち期間の計画的な短縮と総合施策の必要性

特許審査の迅速化は、目標を立てて計画的に進めることが必要であり、それを実効あるものとしていくためには、実現手段として有効な各種の施策を総合的に講じることが必要である。

特許審査の順番待ち期間の短縮の目標に関しては、現在、特許庁が特許審査の順番待ち期間を最終的にはゼロとするという世界に類のない目標を掲げ、滞貨の一掃に向けた総合施策の実施に取り組んでいることは高く評価できる。

このような最終的な目標に向けて迅速化を着実に実現していくためには、中・長期的な目標を設定するとともに、これを達成するための毎年度の実施計画を策定することが有効である。

その上で、これらの目標を計画的に実現するための手段としてより適切な出願や審査請求に向けた取組、特許庁その他の人的・物的体制の充実等による審査処理の促進及び特許審査迅速化に必要な基盤整備・強化といった各種の施策を総合的に講じていく必要がある。

さらに、これらの目標や計画の達成状況については、適時適切に検証し、その結果を所要の施策にフィードバックする仕組みとする必要である。

なお、特許審査の迅速化を進めていくに当たっては、特許庁を始め政府一丸となった取組はもとより、出願人、弁理士等関係者の協力も不可欠であり、広く関係者の協力を得る体制を構築する必要がある。

II 特許審査を迅速化するための総合施策について（提言）

本専門調査会は、上記Ⅰを踏まえ、特許審査を迅速化するための総合施策について以下のように提言する。

特許審査の迅速化を実効的に進めるため、以下の諸施策に総合的に取り組むべきであり、法律の手当てが必要なものについては、特許審査迅速化法案（仮称）として2004年通常国会に提出すべきである。

1. 目標・計画の策定とその検証のための枠組みの構築

特許審査について順番待ち期間の短縮に関する中・長期目標を設定するとともに、それらの目標を実現するための毎年度の実施計画を策定し、その達成状況を検証するための枠組みを知的財産基本法の推進計画において定める。

（1）特許審査について順番待ち期間を最終的にはゼロとすることを目指し、それをできるだけ短縮するための5年間の中期目標と10年間の長期目標とを推進計画において定めるとともに、経済産業省は、それらの目標を実現するための毎年度の実施計画を策定する。

中・長期目標及び毎年度の実施計画においては、目標値のほか、特許法その他の制度の改善、特許庁その他の人的・物的体制の充実及び審査効率の向上、出願・審査請求に係る調査環境の整備、特許出願の適切な管理その他特許審査の迅速化のための具体的な事項を定める。

（2）経済産業省は、上記目標及び計画の達成状況について、少なくとも毎年1回、知的財産戦略本部に報告するとともに公表する。

（3）知的財産戦略本部においては、上記報告について総合的かつ多面的な検証を行い、必要に応じ、政府内外の関係者に対する情報の提供や協力の要請その他必要な措置を講じる。

2. 目標を実現するための各種施策

(1) より適切な出願や審査請求に向けた取組

先行技術調査の徹底した実施に向けた措置

- ・特定指定調査機関の調査レポート添付による料金減額を通じて審査請求段階での先行技術調査にインセンティブを付与する。
- ・特許公報等のインターネット化により、先行技術に係る情報提供を改善し、企業の先行技術調査の環境を整備する。
- ・特許電子図書館の高速化、企業の特許関連の情報提供などを通じ、企業の出願・審査請求を改善するために必要な情報提供を実施する。

実用新案制度の魅力の向上

- ・保護期間の延長等により、実用新案制度の魅力を向上させる。
企業経営者への協力要請
- ・出願件数上位の企業の経営者に対し、出願・審査請求を改善するよう協力を要請する。
- 弁理士の貢献
- ・特許制度における中小企業支援施策の広報活動に協力する。
- ・中小企業等が行う先行技術調査に対する指導を行うなど、迅速・的確な特許権の獲得に協力する。

(2) 審査処理の促進のための措置

特許審査官の確保

- ・必要な審査官及び任期付審査官の十分な確保を図る。
- アウトソーシングの拡充
- ・先行技術調査の外注先である指定調査機関の公益法人要件などの見直しにより、民間調査機関等の参入を促進するなど、アウトソーシングの拡充に向けた環境を整備する。

(3) 特許審査迅速化に必要な基盤整備・強化のための措置

- ・特許審査迅速化に必要な内外への研修・人材育成機能の強化及び情報サービス機能の強化を図るべく、独立行政法人工業所有権総合情報館に必要な業務を追加し、弹力的展開を図る。